

28-1 非加熱性水産加工食品製造業職種(塩蔵品製造)

2011.12.26

<p>作業の定義</p>	<p>魚介藻類又は魚卵等に塩蔵処理を施し塩蔵製品を製造する作業をいう。 具体的には、魚体の塩蔵製品では丸のままか、又は内臓を除去し適当に調理した魚体に食塩をまぶすか、食塩水中に漬け込んで、魚体中に食塩を浸透させ塩蔵品を製造する作業をいう。魚卵の塩蔵製品では卵巣をそのまま、又は卵膜の除去、血抜き等の処理をし、食塩水に漬けて魚卵中に食塩を浸透させ塩蔵品を製造する作業をいう。また、海藻(わかめ等)の塩蔵製品では採取した海藻に大量の塩をまぶして急速に脱水した後に塩蔵して塩蔵品を製造する作業をいう。 塩蔵製品とは、食塩を用いて貯蔵された加工食品の総称である。</p>
<p>必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>(1)塩蔵品製造 ①原料魚介類の選定作業 ②包丁の選定作業 ③鮮度の判別作業 ④原料状態の判別作業(原料の解凍作業等を含む。) ⑤魚体処理作業 ⑥製品としての仕上げ作業 (2)安全衛生作業 ①安全衛生作業 1.雇入れ時等の安全衛生教育 2.作業開始時の安全確認作業 3.非加熱性水産加工食品製造業職種に必要な整理整頓作業 4.非加熱性水産加工食品製造業職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 5.保護具及び安全標識・装置の点検作業 6.安全装置の使用等による安全作業 7.労働衛生上の有害性を防止するための作業 8.危険性、有害性の排除及び応急処置対応作業 ②食品衛生作業 1.作業者の衛生管理作業 2.器具の衛生管理・維持作業 3.製造用機械、調理器具等の取扱い作業 4.電気、ガス、燃油等の取扱い作業 5.作業手順(フローシート)の確認作業 6.作業終了時の作業場の清掃及び機械・器具等の洗浄・殺菌作業</p> <p style="text-align: right;">※</p>
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等当該するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業 ①加熱性水産加工食品製造業職種(節類製造、加熱乾製品製造、調味加工品製造、くん製品製造) ②乾製品製造 ③発酵食品製造 ④水産加工関連器具・工具(必須作業で使用する器具・工具以外の器具・工具等)の取扱い作業 ⑤水産加工関連機械[必須作業で使用する機械以外の機械(魚体揃え機、漬け込み装置等)]等の取扱い作業 ⑥包装機(個装又は内装用包装機)の取扱い作業 ⑦製品品質の判別[味、姿、硬度、吸湿・乾燥、油(脂)焼け、褐変、虫害、照り、匂い、粘度、歯触り、かび、腐敗、色]作業 ⑧食中毒の予防作業 ⑨異物とその混入防止作業 ⑩食品添加物と使用基準作業 ⑪洗浄作業 ⑫選別作業 ⑬包丁による作成[開き・二枚卸し・三枚卸し・ドレス(頭、内臓の除去)等]作業 ⑭塩分濃度測定器による測定作業 ⑮適正濃度の食塩水調製作業 ⑯たて塩(塩を水に溶くこと)漬作業 ⑰振り塩漬作業 ⑱漬け込み作業 ⑲乾燥機の操作作業 (2)周辺作業 ①工場内清掃作業 ②工場内運搬作業 ③梱包作業 ④出荷作業 (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ</p>
<p>使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①原料(一つ以上必ず使用すること。) 1.さけ・ます類(魚体・卵巣) 2.たら類(魚体・卵巣) 3.さば類 4.いわし、ほっけ、にしん(魚体・卵巣)等のその他の魚類 5.うに類(生殖腺)、わかめ等 ②副資材(必要に応じて使用すること。) 1.食塩(原料の塩漬け用) 2.酸化防止剤[アスコルビン酸(ビタミンC)に茶抽出物(カテキン)等を配合したもの:魚介類塩蔵品、製品の色沢・香味の改善用] 3.みょうばん(硫酸アルミニウム・カリウム:クラゲの塩蔵品、塩漬け用) 4.発色剤(亜硝酸ナトリウムと補助剤のアスコルビン酸ナトリウム:魚卵塩蔵品用) 5.調味料等(醤油、旨み調味料、みりん、砂糖、芥子等) 6.その他の副資材</p>
<p>使用する機械、設備、器工具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①機械、設備等(一つ以上必ず使用すること。) 1.魚体洗浄機 2.魚体選別機 3.ヘッドカッタ 4.フィレマシン 5.自動調理機 6.乾燥機 7.解凍装置 11.蒸気釜 12.真空包装機 13.カップ包装機 14.冷凍冷蔵庫 15.作業用タンク(洗浄用、漬物用等) 16.分離ネット 17.卵粒分離器</p>

<p>使用する機械、設備、器工具等（該当するものを選択すること。）</p>	<p>8.真空濃縮機 9.内臓除去装置 10.金属探知機</p> <p>②器具・工具等（一つ以上必ず使用すること。） 1.包丁類 2.はさみ類 3.皮むき道具</p> <p>③測定器等（必要に応じて使用すること。） 1.塩分濃度測定器 2.秤量器（機）</p>	<p>18.充てん機 19.急速冷凍装置 20.脱水機</p> <p>4.鱗（うろこ）取り器 5.冷凍パン 6.解凍用かご</p> <p>3.計量器 4.温度計</p>
<p>製品の例</p>	<p>1.塩蔵さけ・ます（新巻き、山漬け、定塩さけ等） 2.いわし、いくら、すじこ、塩さば（青切り）、塩たら、たらこ、辛子明太子、塩ほっけ、塩かずのこ等 3.その他の塩蔵製品</p>	
<p>移行対象職種・作業とはならない作業例</p>	<p>1.水産練り製品製造作業 2.魚介類（鯨を含む。）を原料とする魚肉ハム・ソーセージの製造作業 3.冷凍品又は冷凍水産食品（冷凍すり身等）の製造作業 4.水産物（鯨を含む。）を原料とする冷凍調理食品の製造作業 5.海藻を原料とする海藻加工品（寒天、おぼろこんぶ、とろろこんぶを含む。）の製造作業 6.魚介類又は海藻類（加工後を含む。）をつぼ詰製造する作業 7.のり等の海藻を採取・乾燥する作業 8.削り節製造作業 9.上記の関連作業及び周辺作業のみの場合</p>	